

神奈川県中小企業家同友会会費規程

第1条（目的）

この規程は、神奈川県中小企業家同友会（以下「本会」という）規約第7条の規定に基づき、本会の会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入会金・会費）

正会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 10,000円

(2) 会費 月額7,000円

2 会員は、前項に定める入会金及び会費を理事会の決議により別に定める方法で支払うものとする。

3 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第3条（賛助会員）

会費は、正会員と同額とする。

第4条（名誉会員）

会費は、年間12,000円とする。

2 功労のあった者とは、10年以上の本会役員歴を有する会員でなおかつ企業において現役の代表を退任し理事会において推薦された者。

第5条（納付）

会員は、会費を3ヶ月分前納とする。

2 会費納入は以下の方法のいずれかにより支払うものとする。

(1) 3ヶ月に1度の口座振替

(2) クレジットカード払い

3 会員は、会費の1年分を一括して前納することができる。

第6条（変更）

この規程は、規約第7条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。